

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

汚染物排出許可管理条例

（国务院令第 736 号として 2021 年 1 月 24 日發布、2021 年 3 月 1 日施行）

第 1 章 総則

第 1 条 汚染物排出許可管理を強化し、企業・事業単位及びその他の生産経営者の汚染物排出行為を規範化し、汚染物の排出を抑制し、生態環境を保護及び改善するために、「中華人民共和国環境保護法」等の関係法律に基づき、本条例を制定する。

第 2 条 法律の規定により汚染物排出許可管理を実行する企業・事業単位及びその他の生産経営者（以下「汚染物排出単位」という。）は、本条例の規定により汚染物排出許可証の取得を申請しなければならない。汚染物排出許可証を取得しない場合には、汚染物を排出してはならない。

汚染物の発生量、排出量、環境に対する影響の程度等の要素に基づき、汚染物排出単位に対しては、汚染物排出許可分類管理を実行する。

（一）汚染物の発生量、排出量又は環境に対する影響の程度が比較的大きい汚染物排出単位は、汚染物排出許可重点管理を実行する。

（二）汚染物の発生量、排出量及び環境に対する影響の程度がいずれも比較的小さい汚染物排出単位は、汚染物排出許可簡略化管理を実行する。

汚染物排出許可管理を実行する汚染物排出単位の範囲、実施手順及び管理類別リストは、国务院の生態環境主管部門が立案し、かつ、国务院に報告し認可を受けた後に公布実施する。汚染物排出許可管理を実行する汚染物排出単位の範囲、実施手順及び管理類別リストを制定する場合には、関係する部門、業種協会、企業・事業単位及び社会公衆等の方面の意見を求めなければならない。

第 3 条 国务院の生態環境主管部門は、全国の汚染物排出許可の統一的な監督管理に責任を負う。

区を設置する市級以上の地方人民政府の生態環境主管部門は、当該行政区域の汚染物排出許可の監督管理に責任を負う。

第 4 条 国务院の生態環境主管部門は、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームの構築及び管理を強化して、汚染物排出許可のオンライン処理の水準を引き上げなければならない。

汚染物排出許可証の審査及び決定、情報公開等は、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームを通じて処理しなければならない。

第 5 条 区を設置する市級以上の人民政府は、汚染物排出許可管理業務に必要な経費を当該級の予算に組み入れなければならない。

第 2 章 申請及び審査認可

第6条 汚染物排出単位は、その生産経営場所所在地の、区を設置する市級以上の地方人民政府の生態環境主管部門（以下「審査認可部門」という。）に対して、汚染物排出許可証の取得を申請しなければならない。

汚染物排出単位は、2以上の生産経営場所での汚染物を排出する場合には、生産経営場所ごとに汚染物排出許可証の取得を申請しなければならない。

第7条 汚染物排出許可証の取得を申請する場合には、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームを通じて汚染物排出許可証申請表を提出することができ、信書等の方式を通じて提出することもできる。

汚染物排出許可証申請表には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。

- (一) 汚染物排出単位の名称、住所、法定代表人者又は主要責任者、生産経営場所所在地、統一社会信用コード等の情報
- (二) 建設プロジェクト環境影響報告書（表）の認可文書又は環境影響登記表の届出資料
- (三) 汚染物の排出口、主な生産施設又は生産現場及び工場敷地境界ごとに申請する汚染物の排出種類、排出濃度及び排出量、並びに執行する汚染物排出標準及び重点汚染物排出総量規制指標
- (四) 汚染防除施設、汚染物排出口の位置及び数、汚染物の排出方式、排出先、セルフモニタリング計画等の情報
- (五) 主な生産施設、主な製品及び生産能力、主な原料・補助材料、汚染物の発生及び排出段階等の情報、並びにそれらが商業秘密に関係するか否か等の公開に適しない事由に係る状況の説明

第8条 次の各号に掲げる事由のいずれかを有する場合において、汚染物排出許可証の取得を申請するときは、相応の資料も提出しなければならない。

- (一) 汚染物排出許可重点管理の実行に該当する場合には、申請提出前に、汚染物排出単位が既に全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームを通じて単位の基本情報及び許可申請予定事項を公開している旨の説明資料
- (二) 都市・鎮污水及び工業污水の集中処理施設に該当する場合には、汚染物排出単位の污水受入範囲、配管網の配置、最終排出先等の説明資料
- (三) 重点汚染物を排出する新設・改築・拡張プロジェクトに該当する場合及び技術改造プロジェクトを実施する場合には、汚染物排出単位が汚染物排出量の削減代替を通じて重点汚染物排出総量規制指標を獲得した旨の説明資料

第9条 審査認可部門は、受領した汚染物排出許可証申請に対して、次の各号に掲げる状況別に処理を行わなければならない。

- (一) 法により汚染物排出許可証の取得を申請する必要がある場合には、汚染物排出許可証の取得を申請する必要がある旨を直ちに告知しなければならない。
- (二) 当該審査認可部門の職権範囲に属しない場合には、直ちに不受理決定を下し、かつ、審査認可権を有する生態環境主管部門に申請するよう汚染物排出単位に告知しなければならない。
- (三) その場で訂正することのできる誤りが申請資料に存在する場合には、汚染物排出単位がその場で訂正することを許可しなければならない。
- (四) 申請資料が整っておらず、又は法定の形式に適合しない場合には、その場で又は3

日内に告知書を発行し、補正する必要がある全ての資料を汚染物排出単位に一括で告知しなければならない。期限を徒過して告知しない場合には、申請資料の受領日をもって受理したものとみなす。

- (五) 当該審査認可部門の職権範囲に属し、申請資料が整い法定の形式に適合している場合、又は汚染物排出単位が要求に従って全ての申請資料を補正した場合には、受理しなければならない。

審査認可部門は、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームにおいて汚染物排出許可証申請の受理又は不受理に係る決定を公開し、同時に、当該審査認可部門の専用印章を押捺し、及び日付を明記した書面証憑を汚染物排出単位に対して発行しなければならない。

第10条 審査認可部門は、汚染物排出単位が提出した申請資料について審査を行わなければならない。かつ、汚染物排出単位の生産経営場所に対して現地調査を行うことができる。

審査認可部門は、技術機構を組織して汚染物排出許可証の申請資料に対し技術評価を行わせ、かつ、相応の費用を負担することができる。

技術機構は、自身が提出した技術評価意見について責任を負わなければならない。汚染物排出単位からいかなる費用も徴収してはならない。

第11条 次の各号に掲げる条件を備える汚染物排出単位に対しては、汚染物排出許可証を交付する。

- (一) 建設プロジェクト環境影響報告書（表）の認可文書を法により取得し、又は環境影響登記表の届出手続を既に行っている。
- (二) 汚染物の排出が汚染物排出標準の要求に適合しており、重点汚染物の排出が汚染物排出許可証の申請及び発行に係る技術規範、環境影響報告書（表）の認可文書並びに重点汚染物排出総量規制の要求に適合している。このうち、汚染物排出単位の生産経営場所が、国の環境品質標準に達していない重点区域又は流域に所在する場合には、生態環境品質の改善についての関係地方人民政府の特別要求にも適合していなければならない。
- (三) 汚染防除施設を採用して、排出許可濃度の要求を達成することができ、又は汚染防除に係る利用可能な技術に適合している。
- (四) セルフモニタリング計画のモニタリング地点、指標、頻度等が国のセルフモニタリング規範に適合している。

第12条 汚染物排出許可簡略化管理を執行する汚染物排出単位に対して、審査認可部門は、申請を受理した日から20日以内に審査認可決定を下さなければならない。条件に適合するものについては汚染物排出許可証を交付し、条件に適合しないものについては許可をせず、かつ、書面により理由を説明する。

汚染物排出許可重点管理を執行する汚染物排出単位に対して、審査認可部門は、申請を受理した日から30日以内に審査認可決定を下さなければならない。現地調査を行う必要がある場合には、申請を受理した日から45日以内に審査認可決定を下さなければならない。条件に適合するものについては汚染物排出許可証を交付し、条件に適合しないものについては許可をせず、かつ、書面により理由を説明する。

審査認可部門は、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームを通じて、統一的な汚染物排出許可証番号を生成しなければならない。

第13条 汚染物排出許可証には、次の各号に掲げる情報が記載されていなければならない。

- (一) 汚染物排出単位の名称、住所、法定代表者又は主要責任者、生産経営場所所在地等
- (二) 汚染物排出許可証の有効期限、許可証発行機関、許可証発行日、証書番号及び二次元コード等
- (三) 汚染物の発生及び排出段階、汚染防除施設等
- (四) 汚染物排出口の位置及び数、汚染物の排出方式及び排出先等
- (五) 汚染物の排出種類、排出許可濃度、排出許可量等
- (六) 汚染防除施設の稼働及び維持に係る要求、汚染物排出口の規範化建設に係る要求等
- (七) 特殊期間における汚染物排出の禁止又は制限に係る要求
- (八) セルフモニタリング、環境管理台帳記録、汚染物排出許可証執行報告の内容及び頻度等の要求
- (九) 汚染物排出単位の環境情報公開に係る要求
- (十) 大気汚染物の無組織排出の状況が存在する場合における、無組織排出の抑制に係る要求
- (十一) 汚染物排出単位が遵守すべきである旨が法律法規に定められている、その他汚染物排出抑制に係る要求

第14条 汚染物排出許可証の有効期間は、5年とする。

汚染物排出許可証の有効期間が満了する場合において、汚染物排出単位は、汚染物の排出を継続する必要があるときは、汚染物排出許可証の有効期間満了の60日前までに、審査認可部門に申請を提出しなければならない。審査認可部門は、申請を受理した日から20日以内に審査を完了させなければならない。条件に適合するものについては延長継続をし、条件に適合しないものについては延長継続をせず、かつ、書面により理由を説明する。

汚染物排出単位は、名称、住所、法定代表者又は主要責任者を変更する場合には、変更の日から30日以内に、審査認可部門に汚染物排出許可証の変更手続を申請しなければならない。

第15条 汚染物排出許可証の有効期間内において、汚染物排出単位は、次の各号に掲げる事由のいずれかを有する場合には、汚染物排出許可証の取得を新たに申請しなければならない。

- (一) 汚染物を排出するプロジェクトを新設・改築・拡張するとき。
- (二) 生産経営場所、汚染物排出口の位置又は汚染物の排出方式若しくは排出先に変化が発生したとき。
- (三) 汚染物排出口の数又は汚染物の排出種類、排出量若しくは排出濃度が増加したとき。

第16条 汚染物排出単位が適用する汚染物排出標準又は重点汚染物総量規制の要求に変化が発生し、汚染物排出許可証について変更を行う必要がある場合には、審査認可部門は、法により汚染物排出許可証の相応の事項について変更を行うことができる。

第3章 汚染物排出管理

第17条 汚染物排出許可証は、汚染物排出単位に対して生態環境監督管理を行う主な根拠

である。

汚染物排出単位は、汚染物排出許可証の規定を遵守し、生態環境管理の要求に従って汚染防除施設を稼働及び維持し、環境管理制度を確立し、汚染物の排出を厳格に抑制しなければならない。

第18条 汚染物排出単位は、生態環境主管部門の規定に従って、規範に合った汚染物排出口を建設し、かつ、表示板を設置しなければならない。

汚染物排出口の位置及び数並びに汚染物の排出方式及び排出先は、汚染物排出許可証の規定と一致していなければならない。

新設・改築・拡張プロジェクト及び技術改造を実施する汚染物排出単位は、汚染防除施設を建設すると同時に、規範に合った汚染物排出口を建設しなければならない。

第19条 汚染物排出単位は、汚染物排出許可証の規定及び関係する標準規範に従って、法によりセルフモニタリングを展開し、かつ、原始モニタリング記録を保存しなければならない。原始モニタリング記録の保存期間は、5年を下回ってはならない。

汚染物排出単位は、セルフモニタリングデータの真実性及び正確性に対して責任を負わなければならない。改竄及び偽造してはならない。

第20条 汚染物排出許可重点管理を実行する汚染物排出単位は、汚染物排出自動モニタリング設備を法により据付け、使用及び維持し、かつ、生態環境主管部門の監視制御設備とネットワーク接続しなければならない。

汚染物排出単位は、汚染物排出自動モニタリング設備のデータ送信異常を発見した場合には、遅滞なく生態環境主管部門に報告し、かつ、検査及び修復を行わなければならない。

第21条 汚染物排出単位は、環境管理台帳記録制度を確立し、汚染物排出許可証に定める様式、内容及び頻度に従って主な生産施設及び汚染防除施設の稼働状況並びに汚染物の排出濃度及び排出量をありのままに記録しなければならない。環境管理台帳記録の保存期間は、5年を下回ってはならない。

汚染物排出単位は、汚染物の排出が汚染物排出標準を超えている等の異常な状況を見つけた場合には、直ちに措置を講じて危害の結果を除去又は軽減し、ありのままに環境管理台帳記録を行い、かつ、生態環境主管部門に報告して、原因を説明しなければならない。汚染物排出標準超過等の異常な状況下における汚染物の排出は、汚染物排出単位の汚染物排出量に算入する。

第22条 汚染物排出単位は、汚染物排出許可証に定める内容、頻度及び時間の要求に従って、審査認可部門に汚染物排出許可証執行報告を提出し、汚染物の排出行為、排出濃度、排出量等をありのままに報告しなければならない。

汚染物排出許可証の有効期間内に操業停止が発生した場合には、汚染物排出単位は、汚染物排出許可証執行報告においてありのままに汚染物排出の変化の状況を報告し、かつ、原因を説明しなければならない。

汚染物排出許可証執行報告において報告された汚染物排出量は、年度生態環境統計、重点汚染物排出総量考査及び汚染源排出リスト作成の根拠とすることができる。

第23条 汚染物排出単位は、汚染物排出許可証の規定に従い、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームにおいて汚染物排出情報をありのままに公開しなければならない。

汚染物排出情報には、汚染物の排出種類、排出濃度及び排出量、並びに汚染防除施設の

建設稼働状況、汚染物排出許可証執行報告、セルフモニタリングデータ等が含まれていなければならない。このうち、水汚染物が公設排水配管網に流入する場合には、汚水が公設排水配管網に合流する位置、排出方式等の情報も含まれていなければならない。

第24条 汚染物の発生量、排出量及び環境に対する影響の程度がいずれも非常に小さい企業・事業単位及びその他の生産経営者は、汚染物排出登記表に記入して申告しなくとも、汚染物排出許可証の取得を申請する必要はない。

汚染物排出登記表の記入・申告が必要な企業・事業単位及びその他の生産経営者の範囲リストは、国務院の生態環境主管部門が制定し、かつ、公布する。汚染物排出登記表の記入・申告が必要な企業・事業単位及びその他の生産経営者の範囲リストを制定する場合には、関係する部門、業種協会、企業・事業単位及び社会公衆等の方面の意見を求めなければならない。

汚染物排出登記表の記入・申告が必要な企業・事業単位及びその他の生産経営者は、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームにおいて、基本情報、汚染物の排出先、執行する汚染物排出標準及び講ずる汚染防除措置等の情報を記入・申告しなくとも、記入・申告した情報に変動が発生した場合には、変動発生の日から20日以内に更正記入・申告を行わなければならない。

第4章 監督検査

第25条 生態環境主管部門は、汚染物排出許可に対する事中事後の監督管理を強化し、汚染物排出許可法執行検査を生態環境法執行の年度計画に組み入れ、汚染物排出許可の管理類別、汚染物排出単位の信用記録及び生態環境管理の必要等の要素に基づいて、検査頻度及び検査方式を合理的に確定しなければならない。

生態環境主管部門は、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームにおいて法執行検査の日程、内容、結果及び処罰決定を記録し、同時に処罰決定を国の関係信用情報システムに組み入れて社会に公表しなければならない。

第26条 汚染物排出単位は、生態環境主管部門の監督検査に協力して、ありのままに状況を報告し、かつ、要求に従って汚染物排出許可証、環境管理台帳記録、汚染物排出許可証執行報告、セルフモニタリングデータ等の関連資料を提供しなければならない。

汚染物排出許可証の偽造、変造及び譲渡は、禁止する。

第27条 生態環境主管部門は、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームを通じて汚染物排出単位の汚染物排出状況を監視制御することができ、汚染物排出単位の汚染物排出濃度が排出許可濃度を超過している旨を発見した場合には、汚染物排出許可証、環境管理台帳記録、汚染物排出許可証執行報告、セルフモニタリングデータ等の関連資料の提供を汚染物排出単位に要求して調査を行わなければならない、必要な場合には、現地モニタリングを組織展開することができる。

第28条 生態環境主管部門は、行政法執行過程において収集したモニタリングデータ及び汚染物排出単位の汚染物排出許可証、環境管理台帳記録、汚染物排出許可証執行報告、セルフモニタリングデータ等の関連資料に基づき、所定の周期内における汚染物排出単位の汚染物排出量並びに汚染物排出単位の汚染防除施設の稼働及び維持が汚染物排出許可証の規定に適合しているか否かについて調査を行う。

第29条 生態環境主管部門が法により現地モニタリング、汚染物排出単位の汚染物排出自動モニタリング設備及び全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームを通じて入手した汚染物排出単位の汚染物排出データは、汚染物排出濃度が排出許可濃度を超えているか否かを判定する証拠とすることができる。

汚染物排出単位のセルフモニタリングデータと生態環境主管部門及びその所属するモニタリング機構が行政法執行過程において収集したモニタリングデータとが一致しない場合には、生態環境主管部門及びその所属するモニタリング機構が収集したモニタリングデータを行政法執行の根拠とする。

第30条 国は、汚染防除に係る利用可能な技術の採用を汚染物排出単位の奨励する。国務院の生態環境主管部門は、汚染防除に係る利用可能な技術指南を制定し、かつ、公布する。

汚染物排出単位が汚染防除に係る利用可能な技術を採用しない場合には、生態環境主管部門は、汚染物排出許可証、環境管理台帳記録、汚染物排出許可証執行報告、セルフモニタリングデータ等の関連資料並びに生態環境主管部門及びその所属するモニタリング機構が行政法執行過程において収集したモニタリングデータに基づき、汚染物排出単位の採用した汚染防除技術が汚染物排出許可証の規定に安定的に到達することができるかを総合的に判断しなければならない。汚染物排出許可証の規定に安定的に到達することができないものについては、是正要求を打ち出さなければならない。かつ、検査頻度を増やすことができる。

汚染防除に係る利用可能な技術指南を制定する場合には、関係する部門、業種協会、企業・事業単位及び社会公衆等の方面の意見を求めなければならない。

第31条 いずれの単位及び個人も、本条例の規定に違反する汚染物排出単位の行為について生態環境主管部門に通報する権利を有する。

通報を受けた生態環境主管部門は、法により処理し、関係規定に従って通報者に処理結果をフィードバックし、かつ、通報者のために秘密を保持しなければならない。

第5章 法的責任

第32条 本条例の規定に違反して、汚染物排出許可証の審査認可又は監督管理において次の各号に掲げる行為のいずれかが生態環境主管部門にあった場合には、上級機関が是正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して法により処分を与える。

- (一) 法定の条件に適合する汚染物排出許可証申請について、受理をせず、又は法定の期間内に審査認可しない。
- (二) 法定の条件に適合しない汚染物排出単位の汚染物排出許可証を交付した。
- (三) 審査認可権限に違反して汚染物排出許可証を審査認可した。
- (四) 違法行為を発見して調査・処分をしない。
- (五) 法どおりに監督管理職責を履行しないその他の行為

第33条 本条例の規定に違反して、次の各号に掲げる行為のいずれかが汚染物排出単位にあった場合には、生態環境主管部門が是正又は生産制限若しくは操業停止整備を命じ、20万元以上 100 万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、認可権を有する人民政府に報告し認可を経て、営業停止又は閉鎖を命ずる。

- (一) 汚染物排出許可証を取得せずに汚染物を排出した。

- (二) 汚染物排出許可証の有効期間が満了した場合において、延長継続を申請せず、又は延長継続申請について認可を経ることなく汚染物を排出した。
- (三) 汚染物排出許可証が法により取り消され、抹消され、又は取り上げられた後に汚染物を排出した。
- (四) 法により汚染物排出許可証の取得を新たに申請すべき場合において、汚染物排出許可証の取得を新たに申請することなく汚染物を排出した。

第 34 条 本条例の規定に違反して、次の各号に掲げる行為のいずれかが汚染物排出単位にあった場合には、生態環境主管部門が是正又は生産制限若しくは操業停止整備を命じ、20 万元以上 100 万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、汚染物排出許可証を取り上げ、認可権を有する人民政府に報告し認可を経て、営業停止又は閉鎖を命ずる。

- (一) 排出許可濃度又は排出許可量を超えて汚染物を排出した。
- (二) 埋設管・浸透ます・浸透式汚水溜め・注入若しくはモニタリングデータの改竄・偽造又は汚染防除施設の非正常稼働等の監督管理を回避する方式を通じて汚染物を違法に排出した。

第 35 条 本条例の規定に違反して、次の各号に掲げる行為のいずれかが汚染物排出単位にあった場合には、生態環境主管部門が是正を命じ、5 万元以上 20 万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、20 万元以上 100 万元以下の過料に処し、生産制限又は操業停止整備を命ずる。

- (一) 汚染物排出許可証の規定どおりに大気汚染物の無組織排出を抑制しない。
- (二) 特殊期間において、汚染物排出許可証の規定どおりに汚染物の排出を停止又は制限しない。

第 36 条 本条例の規定に違反して、次の各号に掲げる行為のいずれかが汚染物排出単位にあった場合には、生態環境主管部門が是正を命じ、2 万元以上 20 万元以下の過料に処する。是正を拒絶した場合には、操業停止整備を命ずる。

- (一) 汚染物排出口の位置又は数が汚染物排出許可証の規定に適合していない。
- (二) 汚染物の排出方式又は排出先が汚染物排出許可証の規定に適合していない。
- (三) 汚染物排出自動モニタリング設備を損壊し、又は無断で移動若しくは変更した。
- (四) 汚染物排出許可証の規定どおりに汚染物排出自動モニタリング設備を据付け及び使用せず、かつ、生態環境主管部門の監視制御設備とネットワーク接続せず、又は汚染物排出自動モニタリング設備の正常な稼働を保証しない。
- (五) 汚染物排出許可証の規定どおりにセルフモニタリング計画を制定せず、かつ、セルフモニタリングを展開しない。
- (六) 汚染物排出許可証の規定どおりに原始モニタリング記録を保存しない。
- (七) 汚染物排出情報を汚染物排出許可証の規定どおりに公開せず、又はありのままに公開しない。
- (八) 汚染物排出自動モニタリング設備のデータ送信異常又は汚染物の排出の汚染物排出標準超過等の異常な状況を発見して報告しない。
- (九) 法律法規に定める、その他汚染物排出抑制要求に違反する行為

第 37 条 本条例の規定に違反して、次の各号に掲げる行為のいずれかが汚染物排出単位にあった場合には、生態環境主管部門が是正を命じ、1 回につき 5 千元以上 2 万元以下の過料に処する。法律に別段の定めがある場合には、その規定に従う。

- （一）環境管理台帳記録制度を確立せず、又は汚染物排出許可証の規定どおりに記録しない。
- （二）主な生産施設及び汚染防除施設の稼働状況又は汚染物の排出濃度及び排出量をありのままに記録しない。
- （三）汚染物排出許可証の規定どおりに汚染物排出許可証執行報告を提出しない。
- （四）汚染物排出行為又は汚染物の排出濃度及び排出量をありのままに報告しない。

第38条 汚染物排出単位が本条例の規定に違反して汚染物を排出し、過料の処罰を受け、是正を命じられた場合には、生態環境主管部門は、再検査を組織しなければならないが、当該単位が当該違法行為の実施を継続している旨又は再検査を拒絶若しくは妨害した旨を発見した場合には、「中華人民共和国環境保護法」の規定により、日割りにて連続で処罰する。

第39条 汚染物排出単位が生態環境主管部門による監督検査への協力を拒絶し、又は監督検査を受け入れる際に虚偽を弄した場合には、生態環境主管部門が是正を命じ、2万元以上20万元以下の過料に処する。

第40条 汚染物排出単位が欺罔、賄賂等の不正な手段にて汚染物排出許可証の取得を申請した場合には、審査認可部門が法によりその汚染物排出許可証を取り消して20万元以上50万元以下の過料に処し、3年間は汚染物排出許可証を再申請してはならない。

第41条 本条例の規定に違反して汚染物排出許可証を偽造、変造又は譲渡した場合には、生態環境主管部門が関連証書を没収し、又は汚染物排出許可証を取り上げて10万元以上30万元以下の過料に処し、3年間は汚染物排出許可証を再申請してはならない。

第42条 本条例の規定に違反して、審査認可部門の委託を受けた汚染物排出許可技術機構が虚偽を弄した場合には、審査認可部門が委託関係を解除し、関連情報を当該機構の信用記録に記入し、全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームにおいて公表し、同時に国の関係信用情報システムに組み入れて社会に公表する。情状が重大である場合には、汚染物排出許可技術サービスへの従事を禁止する。

第43条 汚染物排出登記表の記入・申告が必要な企業・事業単位及びその他の生産経営者が本条例の規定どおりに汚染物排出情報を記入・申告しなかった場合には、生態環境主管部門が是正を命じ、5万元以下の過料に処することができる。

第44条 次の各号に掲げる行為のいずれかが汚染物排出単位にあり、なお犯罪を構成しない場合には、本条例の規定により処罰をするほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、「中華人民共和国環境保護法」の規定により拘留を科す。

- （一）汚染物排出許可証を取得せずに汚染物を排出し、汚染物排出の停止を命じられ、執行を拒絶した。
- （二）埋設管・浸透ます・浸透式汚水溜め・注入若しくはモニタリングデータの改竄・偽造又は汚染防除施設の非正常稼働等の監督管理を回避する方式を通じて汚染物を違法に排出した。

第45条 本条例の規定に違反して治安管理条例違反行為を構成した場合には、法により治安管理条例処罰を与え、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第6章 附則

第46条 本条例の施行前において既に実際に汚染物を排出した汚染物排出単位で、本条例に定める条件に適合しないものは、国务院の生態環境主管部門が定める期限内に是正を行い、本条例に定める条件を達成し、かつ、汚染物排出許可証の取得を申請しなければならない。期限を徒過して汚染物排出許可証を取得しない場合には、汚染物の排出を継続してはならない。是正期限内において、生態環境主管部門は、当該単位に汚染物排出の期限内是正通知書を送付し、是正内容、是正期限等の要求を明確にしなければならない。

第47条 汚染物排出許可証申請表、環境管理台帳記録、汚染物排出許可証執行報告等の文書の様式及び内容に係る要求並びに汚染物排出許可証の申請及び発行に係る技術規範等は、国务院の生態環境主管部門が制定する。

第48条 企業・事業単位及びその他の生産経営者が国家秘密に関係する場合には、その汚染物排出の許可、監督管理等は、秘密保持に係る法律法規の規定を遵守しなければならない。

第49条 航空機、船舶、機動車、列車等の移動汚染源の汚染物排出管理は、関連法律法規の規定により執行する。

第50条 汚染物排出単位は、安全生産規定を遵守し、安全生産管理要求に従って汚染防除施設を稼働及び維持し、安全生産管理制度を確立しなければならない。

汚染防除施設の稼働及び維持過程において安全生産規定に違反し、安全生産事故が発生した場合には、責任を負う汚染物排出単位に対して、「中華人民共和国安全生産法」の関係規定により処罰をする。

第51条 本条例は、2021年3月1日から施行する。

（法令原文名称：排污许可管理条例）